【論説】

ビデオ・エスノグラフィーによる法現象の研究
―ハイデガーとデュルケムのモノとしての「法律相談」―

岡田光弘・樫田美雄・北村隆憲・米田憲市

はじめに
第１節　どこに現れても不思議ではない不朽のモノを研究する
　第１項　「詳細な観察記録に依拠した推測」と「ビデオ・エスノグラフィー」
　第２項「推測された秩序性」には二種類ある
第２節　その現場での秩序を産出する人々が、身体を伴ってする実践として理解された「法律相談」を遂行する上での特徴
　第１項　={相談に来た人が「相談者」になる}=こととと={相談に来た人を「相談者」として認める}=こと
　第２項　資料に関して
　第３項　={ペース}=と={話題の組織}=
　第４項　={質問をする}=
　第５項　={調停や法廷での質問に備える}=
　第６項　={今、どこにいるかを伝える}=こととと={相談を終わらせる}=こと
おわりに

はじめに

社会は、法でできている。いかなる日常生活も、一切、法と関わらずに送ることはできない。しかし、ごく普通の人々にとって、自分たちが、常々、法に従っていると意識されることはない。法は、その全ては、六法全書に書き込まれているが、基本的には、自分たちの生活の外側にあり、ある時、突如として、自分たちを制約したり罰したりする「強制力」のように思われ、可能であれば、これと関わることを避けたいことだろう。多くの人がそのように考えているだろう。

そういった人たちが、仕方なく、法に関わる時、まず、頼れるのは、「法テラ

ス」といった、公的制度、あるいは民間での「法律相談」だろう。そのとき、ごく普通の人々も、自ら、法と関わりをもつことになる。では、そうした「法律相談」において、実際のところ、どのような活動が行われているのだろう。そこで、普通の人々は、普段通り、気楽に振る舞えるものなのだろうか。あるいは、難しい言葉で、自分たちの振る舞いを再記述するといった、何か特別な振る舞いが求められる場なのだろうか。以下、この問いに答えようとする関心から、実際の「法律相談」で起こっていることを、当たり前に(naturally)、一目でそれと分かるように(accountable)、組織された、方法（ワーク）による達成として記述していこう[01]。

ある県の中核となる大学の法学部で実施されている、無料の「法律相談」を、見て、録音・録画し、それを元に、気になった場面を取り上げた。登場者を含む、法の専門家に確認してもらって、核となる事実を確定し、トランスクリプトを作成した。さらに、録音・録画データを、繰り返し見て、その場面で何が起こったのか（その出来事がどのような方法によって達成されたのか）の細目について解明するという作業を行った。

その際の記述は、ガーフィンケル(Harold Garfinkel)たちが、エスノメソドロジーの研究プログラムを作り上げていく過程で行なった先行研究を雛形にした。『エスノメソドロジーのプログラム』(Garfinkel 2002)の第７章にある「学部生に対して，大教室で、講義形式で、化学を教えるという方法（ワーク）による達成についての研究」である。当然、「大教室での講義」と「法律相談」には、さまざまな違いがある。ここでは、ガーフィンケルに従い、「大教室での講義」における方法による達成が産み出した「現象」（ある活動やその活動の部品のような*モノ*は、彼によって、=｛｝=というかたちで表記される）について概説し、その後、それぞれに活動として名前を与えていくことにしよう[02]。

第１節　どこに現れても不思議ではない不朽の*モノ*を研究する

ガーフィンケルたちは、学部生に対して、大教室で、講義形式で化学を教えるという、その現場での内生的な出来事を観察し、記述した。彼らは、大学の教員ではあったが、自分たちが目撃していた化学の教育内容についての知識はなかった。また、当時は高価だった録画機材を手に入れることができずに．講義を録画して、繰り返し検討することができなかったという。そのため、著者たちは、この調査研究が、のちに、エスノメソドロジー研究にとって望ましい、

「その場に習熟し、そのユニークな方法に寄り添え」として定式化された強い要求を満たしていないことを認めていた。その結果、彼らは、自分たちの研究を、大教室での講義という、大学では広く行き渡っているが、それまでは気にもとめられず、見落とされてきた秩序性についての「詳細な観察記録に依拠した推測」と呼んでいる。

ガーフィンケルの行った研究は、私たちが「法律相談」を扱った手法とは、少し違っている。その違いを繰り返すなら、まず、私たちが研究にビデオ録画をフルに活用したということである。そして、私たちが、こうした方法による達成について、登場者である弁護士を含め、法の専門家を交えた確認・検討会を行ったということである。私たちは、このように研究を進めていく手法をビデオ・エスノグラフィーと呼んでいる。確かに、この手法でも、先に述べた、ガーフィンケルによる「その場に習熟し、そのユニークな方法に寄り添え」という強い要求を満たしているとは言えないかもしれない。だが、登場者や専門家の目を組み込むことで、確実に、「その場を理解し、そのユニークな方法に寄り添え」という弱い要求を満たすものになっているとは考えている[03]。いずれにせよ、このエスノメソドロジー流のエスノグラフィーは、読者を、自分がほとんど知識をもっていない「法律相談」にヴァーチャルに参加するように強く促すものになっている。本稿で記述されている出来事と振る舞いが、本当にその場にありそうなもの、すなわち、実践的な客観性と目撃可能性をもつものとして読まれるなら、それは、「法律相談」が、ローカルな現場で協働的に作り出されており、日常言語の理解可能性に基づいて、一目でそれと分かるように、当たり前に組織された行為であることが明らかにされたということである。読み手には、「法律相談」での出来事と振る舞いの細目が示され、その連接と進行が目撃可能にされている。こうした記述を、相談者と弁護士とが、「法律相談」の場で、見いだし、位置づけをし、服従し、さらに目撃する、この社会を形作っている活動の部品として組織された**モノ**としてのつながり方、すなわち、論理－文法(Socio-Logic)を示していると読んで欲しい。

そのようにして読まれるとき、本稿が、ガーフィンケルが、独特の記号を用いて、 ={法律相談}= と表記する組織された**モノ**を対象としているということが見えてくるはずである。もっとも大きな活動である={法律相談}=は、「法現象」としての「法律相談」を指している。そして、その組織された**モノ**の細目が特定され、連接が示されていれば、本稿は、読者に「法律相談」がどのように進行していくのかに見取り図を与え、馴染ませ、そうした場への参加の仕方を伝える、一種のチュートリアルとなるだろう。

第１項 「詳細な観察記録に依拠した推測」と「ビデオ・エスノグラフィー」

ハロルド・ガーフィンケルとデイビッド・サドナウとは、1972 年の夏に、大学の大教室で行なわれていた化学の講義を観察し、さらに、それについての自分たちの議論を記録した。その後、ガーフィンケルとその学生だったメリンダ・バッカスとによって 1973〜1974 年の間に、歴史学と社会学の講義からも資料が集められたという。また、バッカスは、それ以外のいくつかの専門学校や学科でもインタビューを行い、この多様な領域でのインタビューによって、その領域で、それぞれの仕方で、彼らが、その現場で、その専門らしい方法による達成（ワーク）として目撃した問題を収集している。

私たちは、2010 年以来、実際の法律相談を録音・録画し、これについて相談を担当した弁護士とそれ以外の弁護士、そして司法修習生を交えて検討するという機会をもった。全文をトランスクリプトにし、法律相談という活動を構成している部品とも言える、現象としてのさまざまな細目、すなわち**モノ**について、「法現象」として、繰り返し検討している。これによって、語られている言葉の内容や法的含意についても、事実確認ができる状態になっている。

ガーフィンケル(2002)では、講義が進行し、遂行されていくさいの特徴について、以下のように時間軸に並べて、活動が連接していく見取り図が示されている。

={講義は始まらない}=、={場所をとって、そして待っている}= 、={部屋が埋まり始めるのを見ている}=、={講義が始まっている}=、={遅刻}=、={中断}=、={注意を払う}=、={彼は板書を消去する} = 、={「あなたは前回の講義での･･･を覚えているでしょう」}=、 ={普通に暢気に聞いている}=、={ペース} =、={講師が準備するのを見ている} =、={話題の組織}=、={理解を提示する：質問}=、={講義が終わりに差し掛かり、聴衆が落ち着かなくなる}=、={聴衆がザワザワしている：騒々しい会衆}=、={ミーティングを閉じる}= 。これらは、それぞれ、大教室での授業を経験した人なら思い当たる「組織され、社会的な現象」である。

ガーフィンケルの研究は、ビデオ録画に基づいておらず、完全にエスノグラフィックである。エスノグラフィックな資料を使用することで、一目でそれと分かる、目撃可能な現象について示唆することができる。あるいはそれらを特徴づけることができるだろう。しかし、そうした現象を組織していくメカニズムを特定することはできない。目撃された対象が、定式化され、利用可能にされる必要があったので、ガーフィンケルは、「社会現象」を進行していく連接として提供した。これらは、本来は、それ自身のメカニズムが特定され、独自の

現象として記述されるべきものである。

ガーフィンケルは、論文化の過程で「言葉をこき使う(shoving words around)」ことによって、興味深い多くのものが得られたという。ちなみに、インタビューによる研究は、専ら、「言葉をこき使う」ことによって成り立つ、「語りの組織化」の研究である。だが、彼は、自分たちにはできなかったものの、可能なら、当たり前に、一目でそれと分かる細目の録音・録画が必要であると言う。そして、エスノメソドロジー研究としては、録音だけが、それが遂行されていく細目とともに「経験の組織化」の特徴について検討することを可能にしてくれるという。彼は、部品となって、進行している連接としてのモノを、適格な能力によって、「当たり前に(Naturally)組織された、活動のシステム」として分析したかった、と言っている。結果として、彼らの研究では、録画を活用して、経験を組織化している細目について、十分に特定することができなかったため「その場の方法にユニークに妥当せよ」という要件は満たされなかった。そのために、彼は、自分たちの調査結果を、化学を教えるという方法による達成についての「詳細な観察記録に依拠した推測」と呼んでいる。彼は、適格な能力をもつ化学者なら、この素材に見出すかもしれないものを取り逃がしていることを認めている。

第２項「推測された秩序性」には二種類ある

最初に言えるのは、「化学の講義」や「法律相談」という活動をそれとして識別させてくれる細目は、一目でそれと分かり、目撃可能なものだということである。そして、観察され、記録された現象は、いわば、エスノグラフィックなものである。目撃可能な事実性という根拠に基づくことが、現象学の基本であり、一目でそれと分かるように組織する方法が、その現場での秩序を産出していること、すなわち、「方法による達成が、当たり前に、一目でそれと分かることが、方法による達成を特徴付けている(The natural accountability of work identifies work)」(Garfinkel 2002:222)。このことを解明するというのが、エスノメソドロジー研究の調査方針である。自らについて語る言葉は、現場で秩序が生み出される方法について知る、大きな手がかりである。これに基づいて、まず、概念の理解可能性から、自らのカテゴリーの使用法を振り返ったり、「言葉をこき使い」概念を明確化したりすることによる「理にかなった推測」という段階の研究がある。これは「語りの組織化」の水準で「理にかなった」ものである。ただ、経験そのものという、リアルタイムでの「経験の組織化」

の水準に達していないため、その適切さは「詳細な観察に依拠した推測」に比べて制限されたものとなっている。観察に基づいたものであっても、推測された水準は、ある種の脆弱さをもつ。そして、それについて読み、そして、概念間の関係を突き詰め、概念の結びつきが「理にかなった」ものになっても、そうした知見の適切さには限界がある。「言葉をこき使う」ことだけでは、人々の実践の細やかさを乗り越えることはできないのである。

サックス、シェグロフとジェファーソンは、会話という方法（ワーク）による達成について研究した。録音素材に基づいて、彼らが例証して解決したのは、=｛会話｝=という現象を産出するメカニズムである。このような会話の秩序性を産み出す方法による達成の研究は、表面的には「会話＝語り」が対象となっているが、録画には「語られた結果」であるインタビューによっては、けして、手にすることのできない実践の細やかさ、すなわち、ローカルな現場で、その場に即して「示される」ものが含まれている。「経験の組織化」、すなわち、「示される」水準の現象については、それが如何に丁寧に行なわれても、概念の理解可能性に基づいた「理にかなった推測」によって特定することはできないし、「観察記録に依拠した推測」によって扱うことも困難である。

言語表現、ないし概念の理解可能性に基づいた「理にかなった推測」、あるいは、フィールドノーツといった、「詳細な観察記録に依拠した推測」よりも強力な、繰り返し目撃可能な録画素材を使用すると、法律相談を方法（ワーク）による達成として、目撃することができるはずである。法律相談という活動の部品となっている、どのような組織的な**ゼノ**が、テクニカルに秩序を・産出する現象として推測されるだろうか。それが見つかったなら、それこれこそが、当たり前に、一目でそれと分かるように講義をするという方法による達成である。

この論文の後半では、ビデオ・エスノグラフィーという手法によって、法律相談の実践的な客観性と目撃可能性とが、方法による達成であり、当たり前に、一目でそれと分かる部品から成り立つということを示す。こうした当たり前に組織されている活動についての研究は、エスノメソドロジー研究による調査を詳細に展開することによって、方法による達成が、当たり前に、一目でそれと分かる**ゼノ**を産み出していく姿を記述するものとなっている。

さまざまな活動が現象として同定され、集められ、定式化されて、そして分析されるということが重要なのである。エスノメソドロジー流のエスノグラフィーは、まず、「理にかなった推測」としてもたらされる。そして、エスノグラフィーの報告による「詳細な観察記録に基づいた推測」という段階がある。ま

た、その中には、(a)分析者が自分自身の材料を使うもの、そして(b) 分析者が他の人の材料を使うものがある。だが、これらにビデオというテクノロジーが加わることで、研究においてこの自他二元論的な区分が融解して、周りの誰でもが目撃可能な「経験の組織」に照準することになる。そして、ビデオ・エスノグラフィーは、活動のシステムの構成要素とその連接について記述的な分析をする研究手法になる。

第２節　その現場での秩序を産出する人々が、身体を伴ってする実践として理解された「法律相談」を遂行する上での特徴

ここからは、法現象について、その細目を特定し、それぞれが連接していく姿を明らかにしていくために、相談の場所、開始、終了、相談者の構成、トピックといった**モノ**を扱う。六法全書、弁護士のメモ、相談者の資料などは、そのために利用される**モノ**である。法現象は社会的に組織された**モノ**であり、状況に埋め込まれた方法による達成と状況に埋め込まれた出来事と関係がある。

大教室での講義において、後から=｛講義が始まっている｝=と気がつくのは、そこでは、講師が、講義を明確に始めることを行わないからである。それに対して、相談者が待っている部屋に、=｛弁護士が歩いて入る｝=のだろうと、あるいは、弁護士が、待っている部屋に=｛相談者が歩いて入る｝=のだろうと、彼らは、明確に相談を始める必要がある。「始まる」のか「始める」のか、いずれにしろ、彼らが利用している、ある種の**モノ** - 組織上の**モノ** - と比較することが可能になる。こうした**モノ**は、手の甲のような存在である。私たちの多くは、自分の手を自在に動かすことができるだろう。手とは、馴染みのあるものである。そして、手を自在に動かすとき、手の甲は、いつでも目の入っていることだろう。だが、手の甲は、手を慎重に駆使するときにも、それを気にすることのない存在である。そうであっても、手の甲は、実際の手の動きを構成している重要な部品である。読者は、しばらくの間、手の甲のように、目に入ってはいるが、気がつかれていない組織上の**モノ**が、現場でどのように駆使され、連接し、進行していくかについて目にすることになる。

第１項 =｛相談に来た人が「相談者」になる｝=ことと=｛相談に来た人を「相談者」として認める｝=こと

今回のデータが収集された場である無料の「法律相談」は、まず、相談者を募ることから始まっている。そこに、相談者が申し込み、相談として適格であるとして、受け入れられたことで、その日の「法律相談」が成立した。相談者

は、予約時に、まず、秘書の助けを借りて「法律相談予約受付票（以下、予約受付票）」に「相談内容」さらに「相談の概要」を書き込む。これに対応するものとして、弁護士が相談後に、「法律相談事件報告書（以下、事件報告書）」に「相談内容」「助言内容」をまとめる。この「予約受付票」と「事件報告書」とは、対応関係にあり、日常的な「問題」の提示とそれについての法的な「解決」の提案となっている。

「出会いは両者の『挨拶』から開始される」という原則がある、だが、これに従って、いつでも、入室するとすぐに、弁護士と相談者の両者が挨拶を交わして、そののちに着席するかというとそうではない。これ以外の進行が起こりえるのである。すなわち、相談者からすると、それ以前に、相談者が「予約受付票」を埋めるという手続きを経ており、弁護士はすでにこれに目を通しているため、これに基づいて、弁護士が、組織を代表するものとして、相談者（たち）に着席を促し、その後に両者が挨拶を交わすということも起こりえるのである。

また、同様に、相談の申し込みをし、「予約受付票」を書くということが、相談の依頼と解釈できる点を利用して、来室してすぐに、相談者（たち）が、「お世話になります」や「お願いします」と切り出したり、促されて着席した途端に、具体的な相談を切り出したりといったこともある。また、弁護士の側が、秘書による聴き取りに基づいて書かれた「予約受付票」の存在を利用して、「予約受付票」の存在に触れつつ、問いかけを始めることもある。

このように、「この」相談の場は、数日にわたる日時の隔たり、電話を介するという空間的な隔たりを跨いだ重層的な構造をもっており、「この」場で、弁護士と相談者のどちらから、挨拶をすることも、相談を始めることも可能になっているのである。だがしかし、挨拶が、あってもなくても、相談が「始まる」ことはあるが、着席しないで、相談が「始まる」ことはない。=｛着席を促す｝=ということは、相談を「始める」下準備であり、「挨拶」や「質問」と同様に、相談を「始める」ことを構成している。そして、それは、弁護士個人のアイデンティティと重複していてもいなくても、組織を代表して行われることであり、弁護士の側からしかできないことである。

第２項 資料に関して

相談者は、事前に用意した家系図や土地の概略図を携えてくることがある。逆に、弁護士が、手元の紙や「事件報告書」に家系図を=｛図に書いて確認する｝=ことがある。それは、「相談内容」の中でも重要な要素として、図として記載される。相談者が、事前にそういったものを用意していることもある。そのように持参されたり、描かれたりした図は、相談の要所要所で、=｛理解を提示する｝=

ために指し示されたり、=｛資料の適切さを確認する｝=ために言及されたりすることで、両者が共有するリソースとなる。

また、相談者は、まず、=｛持ってきた資料を示す｝=ことで相談を始めることができる。相談が始まる前と後では、資料のもつ意味合いは大きく変わる。相談の前には、それぞれの資料が、「この」問題の解決の役に立つか立たないかは不確かである。

相談の後では、資料のもつ意味合いが仕分けされ、その価値に重みがつけられる。このことから、「法律相談」は、ある意味で、相談者が持参してきた、=｛資料の適切さを確認する｝=ことから、それぞれの資料の「この」相談での意味合いが仕分けされていくことで、=｛資料に何が足りないかを発見する｝=過程であるとも言えるだろう。

この過程を弁護士の側の持ち物である六法全書との関わりで見てみよう。弁護士にとって、「法律相談」は、相談者の利害関心に向き合うなかで、六法全書という=｛資料の適切さを確認する｝=とともに、それを最大限に利用する場となっている。ここで「利用される」、=｛資料の適切さ｝=には、弁護士の法的推論を支える道具といった直接的な性能だけでなく、目をやることで、その発言に重みをもたせることや、触れたり、開いたり、手を置くことで間をもたせるといったことも含まれる。また、「最大限に」ということの中には、六法全書の条文が包含する範囲が、本稿で最初に述べた、ごくふつの人々の常識と違うものだということが含まれている。素人は、六法全書に記されている条文は、法律の全ての可能性を網羅していると考えがちだが、相談内容のすべてが、六法全書の条文の世界の中で解決する訳ではないということである。「法律相談」は、ときには、明治時代の前から続いている習俗といった、民法を越える存在に出会う場でもある。また、税理士という職種が管理しており、弁護士も市民としての常識の範囲でしか知らない、租税といった制度、すなわち、六法全書の世界の外部にある制度に出会う場でもある。

第３項 =｛ペース｝=と=｛話題の組織｝=

私たちは、弁護士が自分のペースで、相談者たちに進行を示すことに注意を向けているのを聞く。すなわち、弁護士は、「この」相談を取り扱うために、相談者に与えておかなければならない材料を、順序よく与えている。彼は、一定のペースで、相談者たちが、その材料を用いて、できること、すべきことを組み立て、取り組めるように促し続けるのである。弁護士は、事前の「予約受付票」から、あるいは、相談の途中で気づいたことから、自分が伝えようとしているものと一致するように組織された素材を相談者に供給しようとする。そこで維持されている=｛ペース｝=のもつ特徴は、「法律相談」に特有な出来事。

「考える順番が与えられ、話題が連接し、するべきことやできることが組織されていく」として、弁護士が慣れ親しんでいる、その場にありそうな進行、すなわち、実践的な客観性と目撃可能性をもつ進行と大いに関係している。例えば、弁護士が、その場で「事件報告書」などに「家系図」を書き始めたとしよう。これらは、弁護士が、その場で実際に、相談の=｛ペース｝=や=｛話題｝=を管理する材料となっている。家族関係をめぐる権利や義務を明らかにする材料として「家系図」を描くことが活用されることは、その場では、「法律相談」というシステムに特有の、客観的で、目撃可能な進行が思い描かれており、参照されているからである。

法律相談の予定表としての=｛話題の組織｝=は、順序よく、ありふれた目撃可能性を産み出す。「法律相談」の基本的な構造とは、相談者による説明に沿って「家系図」を作図していくさいに顕著なように、弁護士と相談者が、提携して、調子を合わせ、相談の=｛ペース｝=を保ち、お互いが相談の進行を見守り、理解することである。

第４項 =｛質問をする｝=

ここで、私たちは、=｛理解を提示すること｝=としての「質問」の特徴を明らかにしようとしている。まず、質問の働きには、事実を知る、事実を確認する、といったことがあるだろう。「法律相談」においては、これに加えて、相談者は、不明なことだけでなく、「法的な論点」を示す単語が耳に入った時に、その論点に関して、さらに知りたいことを質問している点が特徴的である。わざわざやってきた相談者の耳に入りやすいのは、理解しようとして、関心の対象としている法的な問題と関わる弁護士の発言なのである。相談者たちは、まずもって、法的な論点だと聞こえることに「耳をそばだて」、メモを取る。さらに自分にとって「有利」な論点や「不利」な論点については、さらに敏感さを増し、それが「耳に入った」なら、「その言葉に食いつき」、確認したり、追求したりする質問を行なうのである。

これとは別のことだが、弁護士の側から言うと、「法律相談」には、「いま聞いていること」について尋ねる質問と「すでに聞いたこと」について尋ねる二つの質問があるようにみえる。これは、おおまかに、樫村(1996, 2001)における、「開始部門（相談先行連鎖）」と「相談部門」という二つのフェーズのそれぞれの場において、弁護士が心に描いている主要な関心と一致したもののように見える。「すでに聞いたこと」について尋ねる質問は、「いま聞いていること」が、正しく聞けたかどうかという=｛理解を提示する｝=ことでもあり、それは、理解について実演することでもあるだろう。

開始後、しばらくの間、相談者の話に、弁護士から質問が差し挟まれること

がある。これらの質問は、「いま」「相談者が」「話していること」のなかにある事実、すなわち「いま聞いている」細々とした事実を確認するための質問である。たほう、相談者による説明が、一段落した後、「すでに聞いたこと」をもとに、今度は、弁護士の側が聞きたいことを聞く質問が続いていく。これらは、「すでに聞いたこと」のゲシュタルトを確かめる質問である。この二つの「質問」は、「質問–答え」という隣接対としては、同じ形式を共有している。だが、質問が置かれている文脈、背景となっている枠組みが異なっているということができる。たとえ、同じ言葉で語られようと、それが置かれた場によって、質問のもつ意味合いに違いが出てくることは、相談の=｛ペース｝=や=｛話題の組織｝=とも関わっている。

第 5 項 =｛調停や法廷での質問に備える｝=

以下の法律相談において、「質問について語る」部分があった。これは、その場にありそうな、すなわち、実践的な客観性と目撃可能性をもつ段階的な進行の中で、「いま聞いている」事実を確認するための質問が発端となっていた。その内容に対して、相談者が=｛気になる言葉に食いつく｝=ことで、偶発的に、調停や法廷における質問のもつ意味を相談者に伝えるという働きをもっていた。ここでは、=｛ペース｝=が調整されるだけでなく、=｛話題の組織｝=がなされ、相談において重要な、法的な推論の骨格が示されてもいる。事前に計画されていたとは考え難いが、「この」現場で、日常生活では聞きなれない、法廷での論理―文法(Socio-Logic)に出会うことで、やりとりが深められていったことで、=｛調停や法廷での質問に備える｝=ことになったのである。これは、ビデオに収められ、繰り返し検討されることで見えてきた。「この」法律相談に特有の出来事であった。

実際のデータを見てみよう。弁護士は、いくつかのやり取りのあと、「DV という、その、ことばでとらえる必要はまったくない」という定式化をする。それに続くやり取りにおいて、その意味がつまびらかにされていく。まず、ここでは、相談者に、裁判所では「DV をしたことはあるか」という表現で尋ねられることはないと伝えている。加えて、もし、「大声で怒鳴ったことがあるか」に「はい」と答えると、それは、DV と見なされる可能性があると言う。しかし、これは、テレビドラマにあるように、弁護士が想定問答での答え方を教唆したり、するべき受け答えのシナリオを示したりしているものではない。この点は、相談者が「怒鳴らなかった」と答えると良いのかを尋ねると、「嘘をつけとは言えない」と突き放すことからも明らかである。

相談者は、ここで、法的な論点だと聞こえることに「耳をそばだて」、=｛気になる言葉に食いつく｝=、すなわち、自分にとって「不利」な論点について、確

認し、追求する質問を行なっている。ちなみに、弁護士の「DV という、その、ことばでとらえる必要はまったくない」という定式化とそれに引き続く展開は、弁護士の質問が、「いま」「相談者が」「話していること」のなかにある事実、すなわち「いま聞いている」事実を確認するための質問であるということを示すものである。

20130824（L：弁護士、C：相談者）
L：いや DV という、その、ことばでとらえる必要はまったくないんです
C：ああ、はい
L：ようするに大声で怒鳴ったことがあるかどういかという
　事実が大事なわけであって
C：あ事実じじつ
L：それを評価して DV と言うか言わないかはあまり気にしないでください
C：ああ
L：広い意味でいえば、それはりっぱな DV です
C：DV
L：だし狭い意味でいえば DV でないかもしれません
C：あ DV とそうじゃないかはどこで
L：はっきりした概念はないんじゃないでしょうかね
C：ない、あ実際にはどういうふうなかんじで
L：だから何月何日
C：はい
L：おくさんをなんとかいって大声でどなったことが
　あるかないかということです
C：ああ、あるかどうか
L：裁判所で DV をしたかどうかという問いかけはありません
C：あ怒鳴ったことがあるか
　でもしわたしが怒鳴ったことがあると認めた場合は
L：はい
C：それはまた慰謝料につながっていくわけでしょ
L：つながるでしょうね、いくらか、離婚にもつながるでしょうね
C：あ hh じゃもう、怒鳴らなかったというしかない＝
L：＝いやそんなことは僕ら答えられません
C：あ hhh はい
L：嘘をつけとはいえません
C：ああ h

弁護士の「DV という、その、ことばでとらえる必要はまったくない」という定式化によって、ここでなされていた質問が、あくまでも、「いま聞いている」事実を確認するための質問であったことが示されている。そこでは、話題を限定し、打ち切りを図っており、相談者が=｛気になる言葉に食いつく｝=ことに対して、弁護士による=｛ペース｝=の調整と=｛話題の組織｝=がなされている。計画されていたとは考え難いが、ここでは、結果として、相談者には、法的な推論の骨格が示され、聞きなれない法的推論に出会うことになる。そうした連接の中で、さまざまな構成要素の組み合わせによって、「この」相談に特有の=｛調停や法廷での質問に備える｝=ことが生じている。

第６項 =｛今、どこにいるかを伝える｝=ことと=｛相談を終わらせる｝=こと

弁護士は、相談を進めていくために、そして、報告書を作成するために、相談をしながら、相手の言葉の、=｛要点を書き取る｝=、=｛作図する｝=といった活動を行う。これらは、基本的に、相手に=｛ペースを合わせる｝=中で成し遂げられていく。

さて、相談では、相手に=｛ペースを合わせる｝=以外のことが行われるのだろうか。実は、そうしたことは実際に起こっている。弁護士は、必要とあれば、相手の話に割って入り、あからさまに、自分から、質問や新たな話題を切り出すことをする。このときには、弁護士は、相手と提携することをしない。相手に=｛ペースを合わせる｝=ことをしないのである。これらは、ただ、聞かれたことに答えることで、相手に=｛ペースを合わせる｝=中で進めていくこととは違っている。

相手に=｛ペースを合わせる｝=ことをしない場合には、特徴的な活動が生じる。具体的には、相談者を=｛たしなめる｝=、=｛なだめる｝=、=｛ねぎらう｝=、といった活動を行うことで、自分の=｛ペース｝=を取り戻し、相談の進行において=｛今、どこにいるかを伝える｝=ことを行うのである。たとえば、話のスジが逸れた時には、=｛たしなめる｝=し、来談の目的が果たせず、期待したものと違った結果しか手にできない相手には、=｛なだめる｝=、あるいは=｛ねぎらう｝=ことで、相手に=｛ペース｝=をにぎらせないようにする。そして、要所要所で、=｛格言を述べる｝=ことは、それぞれの段階で、=｛今、どこにいるかを伝える｝=ことで、相談の進行を促進したり、終了に向かわせたりということを行なっていることになる。

このように、「法律相談」に特徴的な現象の細目は、=｛法律相談をする｝=という、その場で最も大きい組織的な**モノ**の部品なのである。そして、「法律相談」が終わるさいには、以下のことを目にする。そこでは、掛け時計でも腕時計で

も、時計の存在が、適切さにおいて、突出した関連性をもっている。30 分という、目処とされている時間に近づくと、相談は終わりに向かって動き出す。具体的に「時間」という単語が話の中に出てくることもある。また、言葉によって、終わりに差し掛かっていると告げことなく、=｛相談が終わりに差し掛かっている｝=を達成することもある。たとえば、弁護士は、これを定式化して告げないで、いま行なわれている相談を引き継ぐ、次の組織について言及することで、自分たちが、相談の進行において、=｛今、どこにいるかを伝える｝=こともできる。「この続きは、法テラスで」という言葉によって、法テラスについて説明を始めるなら、それは、この相談の次に起こる組織的な活動について示すことであり、さまざまな要素によって成し遂げられた、=｛相談が終わりに差し掛かっている｝=という共通の了解を前提にして=｛相談を終わらせる｝=という次の現象を産み出す活動になっていると言えるだろう。

おわりに

これまで見てきたように、=｛法律相談をする｝=という組織された現象として、おおまかに、=｛相談に来た人が「相談者」になる｝=、=｛相談に来た人を「相談者」として認める｝=、=｛着席を促す｝=、=｛図に書いて確認する｝=、=｛持ってきた資料を示す｝、=｛資料の適切さを確認する｝=、=｛資料に何が足りないかを発見する｝=、=｛要点を書き取る｝=、=｛作図する｝=、=｛質問をする｝=、=｛理解を提示する｝=、=｛話題の組織｝=、=｛ペース｝=、=｛気になる言葉に食いつく｝=、=｛調停や法廷での質問に備える｝=、=｛たしなめる｝=、=｛なだめる｝=、=｛ねぎらう｝=、=｛格言を述べる｝=、=｛いま、どこにいるかを示す｝=、=｛相談が終わりに差し掛かっている｝=、=｛相談を終わらせる｝=といった***モノ***を取り上げた。その全ては、日常言語による理解の範囲にあり、そのうちのあるものは、ビデオを駆使した観察によって初めて、研究対象にできる複雑さをもつていた。また、この全ては、「語られる」だけでなく「示されて」おり、そうした意味で常識(common sense)による理解可能性に支えられ、一目でそれと分かり、「法律相談」における「経験の組織化」に用いられている***モノ***である。その一つ一つが、その場で、文脈に即して、作り上げられているが、「法律相談」なら、どこに現れても不思議ではない不朽の存在なのである。すなわち、そうした***モノ***の一つ一つは、日常言語で理解され、利用され、駆使されることで、実践において客観性をもち、道具として利用可能であるという意味で、伝統的な社会学における社会構造にあたる存在なのである。このように論理－文法(Socio-Logic)に従って産み出され

ている実践的な客観性、事実性は、社会秩序の源であり、その点において、広い意味での、社会学が発見すべき対象なのである。

註

01 ここで、また、いくつかの箇所で、方法による達成とルビを振っているのは、エスノメソドロジー研究において、work という語の持つ特別な意味合いを示すためである。煩雑になるので、重要箇所以外は、単に「方法による達成」として簡略化しているが、同様の意味合いを読み取ってほしい。

ガーフィンケルは、現象学の伝統を引き継ぎながら、それに重要なアレンジを加えることで、自らの研究を社会学の系譜に接合した。それは、労働や仕事が work であるだけでなく、日々の行いも、その場に特有の方法によって成し遂げられているという意味で work であるとする観点である。それによって、日常生活について、「人々が社会を組織化する方法(Ethno-method)」のコレクションとして研究する道が開かれた。

02 ガーフィンケルは、当たり前に組織された、ありきたりの行為(Naturally Organized Ordinary Action)についての研究でたびたび生じる主題において、さまざまな大きさをもち、活動としての名前をもっている、組織的な**モノ**と、その連接や使用について記述している。それらは 「現象」が、自らその存在を明らかにするという、ハイデガー主義の道具としての**モノ**だが、それが使用される起源は、これまでの現象学の道具箱にはないという。これらは、社会学の対象であり、デュルケムによる、社会の客観的で、物的な基盤という発想に起源をもつという。そうした理由から、社会的な事実、すなわち社会学の**モノ**は、現象としての社会的な事実性、すなわち、道具としての**モノ**によって置き換えられる。こうした事実性について語るとき、たとえば、={会話}=という大きな**モノ**や={相談を終わらせる}=というごくローカルな**モノ**として語ることになる。こうして、現象を={ }=で括る奇妙な表記法は、(Garfinkel 2002)に従っている。

03 「その場に習熟し、そのユニークな方法に寄り添え」という強い要求、特に「その場への習熟」が、もし研究者の属するカテゴリーに基づいた規準であるなら、これは、個々の研究が生み出す知見への評価とは別のものとなるだろう。知見のもつ意義から考えると、筆者には、「その場に習熟し、そのユニークな方法に寄り添え」は、二段階の規準であるように見える。また、その規準の満たし方は、線型的な程度の差ではなく、規準を超える手順の違いを反映している

ように思われる。すなわち、その場の誰も、それまでに気がついていないことを発見し、それがその現場で役に立つものであると誰もが認めるなら、まず「その場を理解し」という弱い要求の前半の規準が満たされることになり、概念的な理解可能性の範囲内で「そのユニークな方法に寄り添う」という規準を満たしていることになると考えている。さらに、その知見が、現場の人々によって、「実際に使える」ものだと判断されたなら、それによって「そのユニークな方法に寄り添え」という規準の後半部分が満たされたことになり、その場合には、翻って、「その場に習熟している」という規準が満たされていると看做されるのではないだろうか。

文献

Garfinkel, Harold 2002 *Ethnomethodology's Program.* Roman & Littlefield.
樫村志郎 1996 「法律相談における協調と対抗」棚瀬孝雄編、『紛争処理と合意』、ミネルヴァ書房、pp. 209-234.
――― 2001 「法的トークの制度的特徴−法律相談の会話分析−」 語用論研究、3:86-100.

おかだ みつひろ（国際基督教大学 教育研究所研究員）
かしだ よしお（神戸市看護大学准教授）
きたむら たかのり（本学法学部教授）
よねだ けんいち（鹿児島大学司法政策教育研究センター教授）